

## ごみ集積所にごみ箱を設置された方に補助金を交付します。

---

熊野市では、お住まいの地域(合併前の熊野市区域内)のごみ集積所にごみ箱を設置したい場合は、設置費の一部を補助しています。

### 補助の対象となるごみ箱

1. 市が定めた集積場所に設置するものであって、市が必要と認めたものであること。
2. 美観を損なわず、かつ、収集作業、交通等に支障をきたさないもので、10年以上の用に耐え得るものであること。
3. 使用者において、常に清潔を保つように維持管理することができること。

### 補助金の額

1集積場所について設置費の2分の1の額とし、60,000円を限度とします。ただし、100円未満の端数は、切り捨てとなります。

### 補助申請の手続

次の書類を環境対策課(熊野市クリーンセンター内)に提出してください。

1. [補助金交付申請書等](#)
2. 設置場所の位置図(付近見取図)
3. 事業計画書(製品規格、見積書等)

**地域で新たに集積所を増やしたい場合は、環境対策課担当職員と協議を行ってください。**

環境対策課(クリーンセンター内) 企画管理係

〒519 - 4325 熊野市有馬町5233番地

電話 0597 - 89 - 2804

FAX 0597 - 89 - 6502